在、国保は大きな危機に直面しています。成23年度の串間市国民健康保険の保険税率を見直 面しています しました。

ため、 てください。 る国保について、改めて考えてみ 増額改定を行いました。危機にあ 困難な状況になっています。この べてを使用しても、 引き上げを回避してきました。 は基金を活用し、 が危機を迎えています。これまで 串間市国民健康保険(以下国保) 平成23年度はついに基金す 6月に国保税率を見直し、 国保税の急激な 国保の運営が

串間市の国保の現状

とです。 する、 域住民を対象とした保険制度のこ や75歳以上の後期高齢者以外の地 国保とは、地方公共団体が運営 本年度の国保税率は表1のとお 被用者(サラリーマンなど)

りです。 連続の増額改定となりました。 改定してきましたが、今回は2年 保税を見直し、 串間市の国保の問題については、 これまで2年に1度、 必要に応じて増額

> ①景気低迷による市民所得減少に 伴う国保税の減少

とにかかる平等割と個人ごとにか 照)。この中で、国保加入者の負担 ことで運営されています(表3参 かる均等割のほか、 である国保税については、世帯ご 加入者の4者が費用を分かち合う 国保は、 の2つが挙げられます。 国・県・市そして国保 財産に応じて

2 一人当たりの医療費の増加

义	1							
	医療費(億円) 一人当たり医療費(万円)							
(億円)	万円)						
4		40						
3.5								
3.3		35						
3		30						
2.5		25						
2		20						
1.5	ннннннн	15						
1		10						
		_						
0.5		5						
0	H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22	0						

表1						
区分	年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
	H21	6.60%	25.60%	20,500 円	18,800 円	47 万円
医療給付費分	H22	8.60%	31.70%	22,000 円	20,300 円	50 万円
	H23	8.90%	32.70%	23,000 円	21,000 円	51万円
後期高齢者	H21	1.80%	7.00%	5,600 円	5,100 円	12万円
	H22	2.00%	7.90%	5,700 円	5,300 円	13 万円
支 援 金 分 	H23	2.00%	7.90%	5,700 円	5,300 円	14 万円
	H21	1.80%	8.30%	8,100 円	5,300 円	10 万円
介護納付金分	H22	2.00%	9.50%	8,200 円	5,600 円	10 万円
	H23	2.00%	9.50%	8,200円	5,600円	12 万円

めるため、 の国保加入者の所得は、平成20年 ①のような問題が生じます。近年 体に大きく影響します。このため 所得の増減は国保税全

ありません。しかしこれは国保加 約20%もの伸びとなっています。 線グラフ)は年々増加しています。 平成22年度は5年前と比べると、 た一人当たりの医療費(図1折れ 全体の医療費を加入者数で割っ 入者の数が減少傾向であるためで 費(図1棒グラフ)に大きな増減は だくと平成19年度以降全体の医療 医療費が増えるとその分だけ財 ②については、 図1を見ていた

国・県などからの負担金(補助金)

くてはなりません。 源も増やす必要があります。

資産割 均等割

所得割

費が増えれば、国保税を増やさな 療費がどれだけ増えても基本的に か入ってきません。そのため医療 はかかった医療費の一定割合でし な柱となる国などの負担金は、医 税とともに国保の運営資金の大き 国保

構成されています。

このうち、所

得割は国保税全体の4割以上を占

国保には、

一般家庭で言えばいざ

て税額が決まる所得割の4つから

決まる資産割、

所得に応じ

国民健康保険の内訳

市繰入金

保険給付費などの国民健康保険事業に係る費用の財源・

成14年度には5億5、 り崩しを行ってきたものであり、 制を目的にこれまで積み立てと取や、急激な国保税の引き上げの抑 あります。この基金は、インフルエる「国保運営基金」というものが という時に引き出す預貯金に当た まで積み立てていました。 ンザなどの感染症の流行への対応 しかし前述したとおり、 600万円

国保税の内訳

資産割

均等割

平等割

れぞれ前年度から落ち込んでいま 年度においても2億5千万円、 世帯内の加入者の所得

世帯内の加入者の固定

資産税額(土地・家屋)

世帯内の加入者の人数

に応じて計算

に応じて計算

に応じて計算

を発した大不況などの影響により 度のサブプライムローン問題に端

平成21年度では約5億円、

平 成 22

亚

ことを理解し、

です。

品の活用、

検査を求めない、

そ

1世帯あたりの額

ました。 が、 金を取り崩して対応してきました 保税の引き上げを避けるため、 得はこの数年で大変な減少となり の計算の基となる国保加入者の所 い果たすことになりました。 しかし、今年度は、基金を使い その基金も今年度でついに使 この影響による急激な国 国保税 基

のため、 る います。 保税の増税と、 果たしても国保を運営するために れた以上のお金を国保に繰り入 ための事業を行うお金を扱ってお 険など)の加入者を含めた全市民の けでなくその他の医療保険(社会保 で穴埋めする事態となってしまって 必要な額には収入不足となる見込 そこから法律で特別に定めら ということは国保加入者以外 一般会計は国保加入者だ 異例の2年連続となる国 一般会計からの繰入

1年間に必要と見込まれる保険給付費などの国民健康保険事業に係る費用を推計

国や県などの負担金(補助金)や市の一般会計からの繰入金の見込額などを差 し引き、残りの分を必要な保険税の総額として算出

必要な保険税の額を加入している世帯数・人数・所得で割り、税率を決定 ※ 税率は平等割+均等割+資産割+所得割=世帯の税率

表 2 国民健康保険税率決定の流れ

その年度に国民健康保険に加入している世帯数・人数・所得を算出

外の受診は控える、そして、 に行っていただくことが必要です。 む、といったことを皆さんに積極的 ならない健康な体づくりに取り組 にかからない、必要以上の薬や治療・ 3割から7割安いジェネリック医薬 皆さんが「医療を適正に受ける」 串間市国保の安定経営のためには、 国保を守るために今できること 市民にとっては不公平で非常に 今後市では、このような状況の このような状況の改善と今後の 効能・効果が同じで値段が 同じ病気で複数の病院 行動することが重要 割高な診療時間 病気に

不健全な状況です

きます。 診の受診を呼びかけたりと、将来 したり、 的な医療費の抑制につながるよう を防ぐ特定健診などの各種健(検) うな適正な医療の受け方をご紹介 な活動をこれまで以上に進めて や各種広報などで、先に述べたよ 打開策として、各地区での座談会 病気の早期発見で重症化 皆さんのご協力をお願

療保険係費72 ◎お問い合わせ先=医療介護課 0333 (内線5